

中小企業事業主の皆様へ

ワン・ストップで **無料** 相談・支援!!

経営環境の変化に対応して労働条件を改善したり、人事労務管理を含む経営改善を行うためには賃金制度、労働時間制度、労働安全管理体制等の見直しを図ることが課題となります。こうした課題に取り組む中小企業への支援として、無料の相談を行います。

センターへの電話・来所相談及び訪問による相談は無料です。(相談員は社労士が行います)

厚生労働省(千葉労働局)の委託事業ですので相談内容の秘密は守られ安心です。



■経営の効率化を見直したいが...

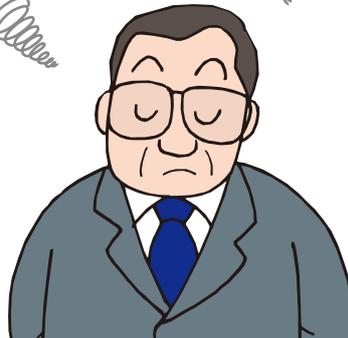
■労務改善、経営について知りたいが...

■作業環境を良くして働きやすい職場をつくりたいが...

■生産効率をあげたいのだが...

■給与制度・給与体系を見直したいのだが...

■就業規則をしっかりとしたものになりたいが...



経営労務改善相談センター

(千葉県最低賃金総合相談支援センター)

TEL&FAX 043-222-0500

〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5富士見ハイネスビル7F
〔月～金:午前9:00～午後5:00 土・日・祝日を除く月18日〕

<http://www.sr-chiba.org/>

千葉県社会保険労務士会
千葉労働局労働基準部賃金室

ワン・ストップで無料相談・支援窓口のご紹介

※まずは、お電話を下さい。なお、受付時間外または、相談予約については、下記申込書にお書き添えの上、FAXにてご送付ください。

経営労務改善相談センター (千葉県最低賃金総合相談支援センター)

相談窓口

☎ 043-222-0500

(予約・電話相談専用)

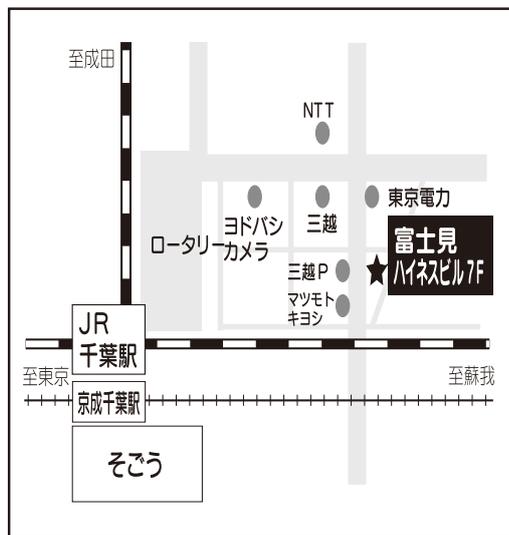
千葉市中央区富士見2-7-5富士見ハynesビル7F(千葉県社会保険労務士会内)

開設時間：平日 午前9:00から午後5:00まで

開設日：開設日は原則として土曜日、日曜日、祝日
12月29日～1月3日を除く平日の
午前9時から午後5時とし、月間18日開所
(平成26年3月31日まで)

※詳細は千葉県社会保険労務士会サイト(<http://www.sr-chiba.org/>)
千葉県最低賃金総合相談支援センターのカレンダーを参照下さい。

担当地域:千葉県内全域



◎JR千葉駅より徒歩5分(1Fスターボックス、2Fデニーズ)

送信先



経営労務改善相談センター 行



FAX:043-222-0500

ワン・ストップ無料相談申込書

貴社名		担当者名	
住所			
電話		FAX	
相談希望日	月 日 時を希望します	相談方法	<input type="checkbox"/> センターにおいて相談 <input type="checkbox"/> 当社への訪問相談

相談したい内容

- 賃金・労働時間制度を見直したい。
- 労働安全衛生管理体制を強化したい。
- 労働条件管理制度を確立したい。
- 就業規則をしっかりとものにしたい。
- 生産効率の向上、販路拡大、経営改善に取り組みたい。
- その他労務・経営に関すること

[具体的な内容]